

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成29年11月24日(2017.11.24)

【公開番号】特開2017-39069(P2017-39069A)

【公開日】平成29年2月23日(2017.2.23)

【年通号数】公開・登録公報2017-008

【出願番号】特願2015-161087(P2015-161087)

【国際特許分類】

B 01 J 23/63 (2006.01)

B 01 J 35/04 (2006.01)

B 01 D 53/94 (2006.01)

F 01 N 3/10 (2006.01)

【F I】

B 01 J 23/63 Z A B A

B 01 J 35/04 3 0 1 P

B 01 D 53/94 2 2 2

F 01 N 3/10 A

B 01 D 53/94 2 8 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年10月12日(2017.10.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ハニカム構造の多孔質基材(2)と、該多孔質基材(2)に担持されたPdからなる第1触媒(3)と、上記多孔質基材(2)の表面に形成されたコート層(4)と、該コート層(4)に担持されたRhからなる第2触媒(5)とを有し、

上記多孔質基材(2)は、セリア-ジルコニア固溶体からなる助触媒(21)と、アルミナからなる骨材(22)と、無機バインダ(23)とを含有し、

上記多孔質基材(2)中の上記助触媒(21)の含有量が該助触媒(21)と上記骨材(22)との合計100質量部に対して50質量部を超える。

上記コート層(4)は、セリア-ジルコニア固溶体からなる助触媒(41)からなる、排ガス浄化触媒(1)。

【請求項2】

上記多孔質基材(2)中の上記助触媒(21)の含有量が該助触媒(21)と上記骨材(22)との合計100質量部に対して70質量部以上である、請求項1に記載の排ガス浄化触媒(1)。

【請求項3】

上記コート層(4)が無機バインダを含有し、上記コート層(4)中の上記無機バインダの含有量が上記セリア-ジルコニア固溶体100質量部に対して10質量部以下である、請求項1又は2に記載の排ガス浄化触媒(1)。

【請求項4】

上記コート層(4)中の上記セリア-ジルコニア固溶体におけるセリアの含有量が30質量%以下である、請求項1～3のいずれか1項に記載の排ガス浄化触媒(1)。